

庁舎警備仕様書

この仕様書は、次の各庁舎の警備について定める。

- (1) 佐賀県工業技術センター
- (2) 諸富デザインセンター
- (3) 佐賀県環境センター
- (4) 佐賀県計量検査場

1 警備の目的は次のとおりとする。

- ① 施設、建造物の安全確認
- ② 不法、不良行為の防止、発見、排除
- ③ 火災、盗難の防止装置

2 契約期間 令和6年4月1日から令和12年3月31日まで

3 契約金額 長期継続契約のため、6年間の総額とする。

4 警備料の支払い

入札書に記載された金額を6年で除し、さらに12月で除した金額（月額）に消費税及び地方消費税を加算した金額を翌月に支払う。

5 落札者は、上記警備目的に添う警備計画を作成し、所長の承認を得なければならない。

6 警備の要領は次のとおりとする。

- ① 警備は巡回警備・機械警備とし、毎日の警備時間及び巡回回数は次のとおりとする。

・毎日 17:15 ～ 翌日 08:30 巡回 1 回以上

ただし、巡回は不定時とし、警備の効果を考え、有効な時間に実施するものとする。

また、原則として機械セットは職員で行うこととするが、巡回時にセットの確認を行うこと。

- ② 警備員は常に本部連絡できる無線カーを使用すること。
- ③ 警備の完全を期するため本部巡察員による巡察を不定日時に行うこと。
- ④ 毎日の警備状況について翌朝に佐賀県工業技術センター所長（以下「所長」）が承認した様式による警備報告書を提出すること。
- ⑤ 警備員は異状を発見したときは、応急の措置をとるとともに直ちに本部に連絡しなければならない。本部は、緊急を要すると認めたときは、直ちに応急の対策を講じるとともに、所長の指定する職員にその概要を報告し、その指示を受けなければならない。
- ⑥ 警備員は、勤務中、又はその機会に知り得た機密を他に漏らしてはならない。

7 警備の重点点検箇所

- ① 終業後の各警備箇所の火気点検処理
- ② 施錠すべき窓、扉、シャッター等の点検処理
- ③ ガス器具、暖房器具の火気点検処理
- ④ 潜伏可能場所の点検
- ⑤ 水道蛇口及び漏水の点検処理
- ⑥ 消火器の点検処理
- ⑦ 電源及び不要電灯点検処理
- ⑧ 危険物、可燃物、庁舎周辺の異常の点検

8 経費の負担

- ① 警備員が使用する装具及び器具は、すべて会社の負担とする。
- ② 警備員の事故に係る補償は、すべて会社の負担とする。
- ③ 機械警備用機器の設置及び撤去に要する経費は、すべて会社の負担とする。

9 損害の賠償

- ① 会社は警備の責に帰すべき事由により公有財産に損害が発生した場合は、賠償の責に任ずるものとする。

10 その他

- ① 庁舎の概要は次のとおりとする。

・工業技術センター	本館	延床面積	1,701.16 m ²
	実験棟 I	延床面積	1,031.00 m ²
	材料環境棟	延床面積	1,907.00 m ²
	実験棟 II	延床面積	510.00 m ²
	生産技術棟	延床面積	727.22 m ²
・諸富デザインセンター		延床面積	466.20 m ²
・環境センター	本館	延床面積	1,326.00 m ²
	東別館 (R I 室)	延床面積	198.17 m ²
	西別館 (処理室)	延床面積	178.95 m ²
	車庫 2 棟	延床面積	159.10 m ²
	機材庫	延床面積	27.16 m ²
・計量検査場		延床面積	509.50 m ²

② この仕様書に定めのない事項については、所長が受託者と協議のうえ定める。

* 佐賀県工業技術センター、諸富デザインセンター、佐賀県環境センターの火災報知機を警備会社の基地局まで通報する装置（配電線）を取り付けることを条件とし、当該所要経費は毎月分の警備料に組み込んで委託料を算出すること。